

助成について

創業資金助成

融資制度名		助成率
経済環境適応資金	創業等支援資金	融資金額の2%※

- 1 市内に主たる事業所があり、信用保証料を一括で納入された方が対象です。
- 2 事業を開始した日（個人事業主は開業届出書記載の開業日、法人の場合は会社設立年月日）から保証日までの期間が1年以内の方が対象です。
- 3 市税等の滞納があると受けられません。（法人の場合は代表者を含む）
- 4 他の融資の借換資金を含む場合は、助成対象になりません。
- 5 融資実行後、1年以内に繰上償還した場合は助成金を全額返還していただきます。
- 6 融資実行日から60日以内に申請が必要です。

融資対象の条件等は制度要領を確認してください。一宮市の助成対象とは条件が異なります。

※認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合は、助成率が2.2%となります。

信用保証料助成

融資制度名		助成率
小規模企業等振興資金	小口資金	80%
	通常資金	70%
経済環境適応資金	サポート資金 セーフティネット（4、5号）	50%

- 1 市内に主たる事業所があり、信用保証料を一括で納入された方が対象です。
- 2 借換（回収）資金を含む場合は、借換分は助成対象になりません。
- 3 市税等の滞納があると受けられません。（法人の場合は代表者を含みます。）
- 4 繰上償還して、助成金額より信用保証料額が少なくなった場合は、差額を返還していただきます。
- 5 融資実行日から60日以内に申請が必要です。

利子補給

融資制度名	対象となる融資金額	補助率
日本政策金融公庫 国民生活事業	一般貸付（※1）	1,000万円以下
	経営改善貸付（※2）	1,500万円以下
	創業支援関連貸付（※3）	
	セーフティネット貸付	4,800万円以下

当初1年間に支払う利子の30%

- 1 市内に主たる事業所があり、融資期間が3年以上の融資を実行され、補助率相当額以上の利子を遅滞なく支払われた方が対象です。
- 2 融資実行後、6か月以内に同一融資制度を利用した場合は補助対象になりません。
- 3 市税等の滞納があると受けられません。（法人の場合は代表者を含みます。）
- 4 融資実行後、1年以内に繰上償還した場合は補助金を全額返還していただきます。
- 5 補助率相当額の利子の支払いを終えた月の翌月末日までに申請が必要です。

（※1）生活衛生貸付、（※2）生活衛生改善貸付を含みます

（※3）新企業育成貸付、企業活力強化貸付、新企業育成・事業安定等貸付

のうち創業（開業）支援関連のもの

《令和6（2024）年度》

一宮市融資制度のご案内

一宮市では、信用保証協会を利用し、中小企業の方々の行う事業に必要な資金を融資する制度を設けています。

一宮市で利用できる方	市内に主たる事業所を有し、事業を行っている法人、個人事業主等です。
信用保証協会とは	中小企業の方が、金融機関から事業に必要な資金を借りるとき、その保証人となって資金を借りやすくなるようサポートする公的機関です。
信用保証料とは	保証付きの融資制度を利用される際に、保証利用の対価として、金融機関を通じて所定の金額を信用保証協会にお支払いいただくものです。
責任共有制度とは	信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様方の支援を行うことを目的とした制度です。 一宮市でご案内しています一部の融資制度についても、愛知県信用保証協会と金融機関が責任を共有しています。

市内取扱金融機関

いちい信用金庫	本店 神明津一宮起 浅井奥町 駅西宮西 大和千秋 今伊勢 萩原 北方 丹陽 西成 尾西 一宮東	尾西信用金庫	本店 一宮 萩原 神山 今伊勢 中島 佐千原 木曾川 西成 公園通 小信 富田 一宮東 末広 今西 木曾川東 伝法寺	岐阜信用金庫	木曾川一宮 末広 奥町 浅井	十六銀行	木曾川 尾西 一宮 一宮東 一宮南 一宮
				大垣西濃信用金庫	一宮大和	愛知銀行	一宮南 一宮
				三菱UFJ銀行	一宮	名古屋銀行	一宮西
				百五銀行	一宮	中京銀行	一宮中央
				大垣共立銀行	一宮 浅井 一宮東 木曾川 一宮南		

お問合せ先

愛知県信用保証協会 総合相談窓口 【名古屋市村区椿町7-9】	お客様専用フリーダイヤル 0120-454-754 【受付時間 平日 午前9時～午後5時】
一宮市役所 産業振興課 【一宮市本町2-5-6】	TEL 0586-28-9132（直通） 【受付時間 平日 9時～12時/13～17時】 FAX 0586-73-9135

（令和6年4月1日現在）

制度名	小規模企業等振興資金		経済環境適応資金 創業等支援資金
	通常資金	小口資金 (責任共有制度対象外)	(責任共有制度対象外)
申込先	市内取扱金融機関	市内取扱金融機関 一宮市産業振興課	取扱金融機関
融資対象	従業員数が50人 (商業・サービス業は30人) 以下の会社、個人、企業組合、 医療法人、NPO法人	従業員数が20人 (商業・サービス業は5人) 以下の会社、個人、企業組合、 医療法人 (ただし宿泊業及び娯楽業は20人)	次のいずれかに該当する創業者 1 事業を営んでいない個人が、1か月以内に個人で 又は2か月以内に会社を設立し、事業を開始すること 2 個人又は会社で事業を開始後5年を経過していな いこと など ※詳細は制度要領を確認してください。 ※一宮市の助成対象とは条件が異なります。
	<ul style="list-style-type: none"> 県内において信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方 信用保証協会の信用保証対象資格のある方 税の滞納が無い方 		
資金限度額・	事業資金 5,000万円	事業資金 2,000万円 (申込額を含め保証付融資残高が 2,000万円以内)	開業及び開業後の事業を行うために必要な 事業資金 3,500万円
融資期間・	1年超3年以内 1.3% 3年超5年以内 1.4% 5年超7年以内 1.5% 7年超10年以内(設備のみ) 1.6%	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内(設備のみ) 1.4%	3年以内 0.8% 3年超5年以内 0.9% 5年超7年以内 1.0% 7年超10年以内(設備のみ) 1.1%

融資申込必要書類

- 【小規模企業等振興資金】**
- ①信用保証委託申込書一式
 - ②【法人】直近の決算書2期分
【個人】直近の確定申告書2期分
 - ③印鑑証明書の写し(申込人と連帯保証人)
 - ④許認可等を要する事業は許認可証等の写し
 - ⑤【法人】登記事項証明書の写し・定款
 - ⑥設備資金の場合は、見積書、図面等
 - ⑦その他(市への提出書類)
 - ・代理権授与申出書
 - ・助成金交付関係書類(申請書、請求書)
 - ・借換がある場合は借換分の返済予定表

- 【創業等支援資金】**
- 左記①～⑥の書類
 - 創業計画書(創業・再挑戦計画書)
 - 【個人】開業届出書の写し
 - 自己資金を証する書面の写し(通帳など)
 - 借入金がある場合はその明細 など
 - 詳細は制度要領を確認してください。
 -
 - 融資実行後 市役所提出書類
(創業後1年以内で助成対象となる場合)
 - 左記⑦その他の書類
 - 【個人】開業届出書の写し
 - 【法人】登記事項証明書の写し
 - 信用保証書(金融機関控への写し)
 - 融資内容証明書(金融機関証明)
 - 情報開示(提供)に関する同意書

※上記以外にも添付書類が必要な場合があります。
※書類作成に要した費用は全額申込人負担となります。
※提出いただいた書類について原則返却はいたしません。

制度名	経済環境適応資金 サポート資金 セーフティネット	
		(責任共有制度対象外)
申込先	取扱金融機関	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市長の認定を受けた方	
	第5号 業況の悪化している業種* (全国的) *対象業種は四半期毎に国が指定 第7号 金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整 第8号 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	第1号 連鎖倒産防止 第2号 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限 第3号 突発的災害(事故等) 第4号 突発的災害(自然災害等) 第6号 取引金融機関の破綻
資金限度額・	経営の安定に必要な事業資金 8,000万円	
融資期間・	1年超3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	1年超3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%

セーフティネット保証制度5号認定について

認定を申請される方は、認定要件①から③のいずれかの要件に該当しているかご確認ください。
法人は本店登記地、個人は主たる事業所所在地での申請となります。

売上高減少(イ) 認定要件①		必要書類
対象	1つの指定業種に属する事業のみ行っている、又は兼業者で行っている事業が全て指定業種に属する	
要件	最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること	
売上高減少(イ) 認定要件②		①認定申請書・売上高報告書 ②売上高を確認できるもの (月次試算表、売上台帳など) ③直近の決算書(法人) 直近の確定申告書(個人) ④登記事項証明書の写し (発行後3か月以内のもの) ⑤許認可証等の写し ⑥委任状 (代理は金融機関に限ります。)
対象	兼業者であって、主たる事業が指定業種に該当する	
要件	1 主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること 2 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること *1, 2の要件いずれも満たすこと	
売上高減少(イ) 認定要件③		
対象	兼業者であって、指定業種に該当する業種を1つ以上行っている	
要件	1 指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少していること 2 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること 3 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること *1, 2, 3の要件いずれも満たすこと	

※原油等価格転嫁困難(ロ)については、中小企業庁ホームページのセーフティネット保証制度をご覧ください。